

広島県告示第六百五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定によつて、平成十九年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までにおける県の業務委託（建設工事、土木建築工事に関する測量及び建設コンサルタント等業務を除く。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、平成十八年広島県告示第七百十五号（平成十九年から平成二十年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「平成十八年告示」という。）及び平成十九年広島県告示第九十一号（平成十九年から平成二十年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等。以下「平成十九年告示」という。）は、廃止する。

平成二十年八月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 競争入札に参加できない者

- 1 政令第六百六十七條の四第一項及び第二項の規定に該当する者
- 2 営業に必要な許可、認可などを受けていない者
- 3 競争入札参加資格審査申請書を提出するときに広島県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者

二 資格審査の申請手続

- 資格審査を受けようとする者は、県が指定する様式による競争入札参加資格審査申請書等（以下「申請書等」という。）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、既に入札参加資格の認定を受けている者は、既に提出している書類と変更がない場合に限り1、4、5、6及び9について添付しないことができる。
- 1 資格審査の申請日の属する事業年度の直前事業年度の決算書の写し
 - 2 広島県の県税に係る納税証明書（滞納がないことを広島県地域事務所長が証明したものの）（写し可）
 - 3 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（未納税額がないことを税務署長が証明したものの）（写し可）
 - 4 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（写し可）
 - 5 申請者が個人の場合は、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書（写し可）
 - 6 印鑑証明書（写し可）
 - 7 申請業種に関連する許可等を取得している場合は、その許可証等の写し
 - 8 返信用封筒（定形封筒に返信先あて名を明記し、八十円切手をはったもの）
 - 9 委任状（権限を支社長、営業所長などに委任する場合に限る。）

三 申請書等の作成に用いる言語

申請書等、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

また、申請書等及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算し記載するものとする。

四 申請書等の提出先及び提出方法

広島県総務局財務部財産管理課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）
広島県庁舎本館三階）に持参又は郵送によって提出すること。

また、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請（以下「電子申請」という。）することもできる。

五 申請書等の提出期間

別表上欄に掲げる期間（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

郵送による場合又は電子申請において別に提出すべき添付書類は、別表下欄の日までに必着とする。

なお、提出期間経過後は、広島県知事が特に必要とする場合を除き受理しない。

六 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に文書で通知する。

七 入札参加資格の有効期間

この告示に基づき認定された入札参加資格の有効期間は、資格の認定日から平成二十一年十二月三十一日までとする。

八 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の条件を満たさなくなった場合又は資格審査の申請において重要な事項について虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載しなかったことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行う。

九 特定調達契約に係る競争入札参加資格の特例

1 提出期間

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札に参加を希望する者に限り、五の提出期間経過後においても随時に申請できるものとする。ただし、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがある（入札に間に合わないおそれがあると認められる場合は、申請者に文

書で通知する。）。

2 資格の適用範囲

前記1に基づく申請によって認定された入札参加資格の適用範囲は、資格の認定日から平成二十一年十二月三十一日までにおける県の特定調達契約に係る競争入札に限るものとする。

十 申請書等の配布場所及び配布方法

- 1 広島県総務局財務部財産管理課で申請書等を配布する。
- 2 郵送によって申請書等を入力したい場合は、返信用の封筒（角形二号〔長さ三十三センチメートル、幅二十四センチメートル〕の封筒に返信先あて名を明記し、二百円切手をはったもの）を同封して、前記1の配布場所に請求すること。
- 3 広島県のホームページ（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>）からダウンロードすることもできる。

十一 問い合わせ先

広島県総務局財務部財産管理課（電話「〇八二」五一三―二三一五〔ダイヤルイン〕）

十二 その他

平成十八年告示及び平成十九年告示に基づき認定された者は、この告示に基づき認定されたものとみなす。

（別表）

提出期間	
平成二〇年一〇月二十九日（水）から 平成二〇年十一月二日（水）まで	平成二〇年十一月一日（月）
平成二一年四月一三日（月）から 平成二一年四月二七日（月）まで	平成二一年四月二三日（木）

郵送による場合又は電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限